



協会けんぽ

広島支部からの

お知らせ

2025年

5月

加入者の皆様へお知らせいただきますようお願いいたします



健康保険料率の引下げにつながる インセンティブ制度

インセンティブ制度とは、協会けんぽ47都道府県支部のうち、**5つの評価指標**の評価結果が**上位15位以内**の支部に報奨金（インセンティブ）が与えられ**健康保険料率の引下げにつながる制度**です！今回は、令和7年度の健康保険料率に反映された「令和5年度のインセンティブ制度の実績」についてお知らせします。

広島支部の実績は

令和5年度総合順位

指標①～⑤の実績に基づく

21位

対前年



令和4年度：35位

残念ながらインセンティブの獲得はできませんでしたが、**過去最高順位**となりました。インセンティブを獲得できる**15位**まであと少しです！



加入者・事業主の皆様に取り組んでいただきたい 5つのお願い

指標 ① 特定健診等の実施率

- 協会けんぽの健診を毎年、必ず受診しましょう。

- 35歳～74歳の被保険者（ご本人）様 ⇒ 生活習慣病予防健診
- 40歳～74歳の被扶養者（ご家族）様 ⇒ 特定健診



令和5年度
順位

対前年

18位

↑
(36位)

指標 ② 特定保健指導の実施率

- 健診結果で「生活習慣の改善が必要」と判定された場合は、「特定保健指導」を受けましょう。

- 特定保健指導は、健診当日に健診機関で実施するほか、保健師等が事業所を訪問し実施しています。（オンライン可）。



令和5年度
順位

対前年

17位

↗
(24位)

指標 ③ 特定保健指導対象者の減少率

- 特定保健指導のプログラム継続や、プログラム終了後も生活習慣改善の取組が継続できるよう、従業員の健康に配慮する職場づくり（健康経営[®]※の推進）をお願いします。

※健康経営はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。



令和5年度
順位

対前年

32位

↗
(40位)

指標 ④ 要治療者の医療機関受診率

- 健診の結果、「要治療」「要精密検査」と判定された従業員の方へ、早期受診のお声がけをお願いします。



令和5年度
順位

対前年

11位

↘
(5位)

指標 ⑤ ジェネリック医薬品の使用割合

- 医療機関でお薬が処方される際に、医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品」使用の希望を伝え、積極的に利用しましょう。



令和5年度
順位

対前年

29位

↗
(30位)

上位15位以内に入るため、皆様のご協力をお願いします！

令和6年12月2日からマイナ保険証による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わりました

これからは医療を受けるならマイナンバーカード

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したマイナ保険証を利用すると、より適切な医療を受けることができたり、窓口で限度額以上の支払いが不要になるなどのメリットがあります。

いつもの通院等が便利に!

就職や転職後の健康保険証の切り替え・更新が不要!



※新しい保険者によるマイナンバーの資格登録は必要

被保険者の市区町村民税が非課税の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が別途必要です。

限度額適用認定証についてはこちら



支払い

医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要

受付

顔認証で自動化された受付
高齢受給者証の持参も不要

顔認証※付きカードリーダーで本人確認と保険資格の確認が一度に実施可能。
※数字4桁の暗証番号の入力でも可。

旅行先や災害時でも、薬の情報等を連携できます。



診療・薬剤処方

医療情報の共有化でより適切な医療が受けられる

過去に処方された薬や特定健診等の情報を医師や薬剤師と共有できます。
※本人の同意なく共有されることはありません。

マイナ
ポータルで
もっと簡単!
便利に!

- 自身でも特定健診や薬の情報をマイナポータルで確認できる
- マイナポータルからe-Taxに連携し、確定申告が簡単に

マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」が交付され、引き続き保険診療を受けることができます。また、現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和7年12月1日まで使用できます。

そのケガの治療、本当に健康保険が使えますか?

仕事中・通勤途中のケガ

原則、
健康保険は使えません

管轄の労働基準監督署にご相談ください

詳細、
「第三者行為による傷病届」
はこちらから



相手がいる（第三者行為）私用中のケガ

健康保険は使えますが…
「第三者行為による傷病届」
の提出が必要です!

健康保険を使用した場合、本来、加害者が負担すべき医療費を協会けんぽが立て替えたことになります。その費用を加害者に請求するために届出が必要です。

このような時は届出が必要です!

- 相手がいる交通事故にあった
- 他人からの暴力を受けた
- 自損事故の車に同乗した
- 他人が飼っている動物に咬まれた

相手がいない 私用中のケガ

健康保険が使えます

※後日、負傷原因の照会をさせていただきます場合があります。

協会けんぽ広島支部からのお知らせ

(2025年5月号)

<発行> 全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル

お問合せ
はこちら

電話番号 082-568-1011(代表)

平日のみ 8:30~17:15

※おかけ間違いにご注意ください



今月の TOPICS



健康づくりや健康保険制度に関する情報を月2回程度配信しています。この機会に是非友だち追加をお願いします!

協会けんぽ広島支部
LINE公式アカウントを
開設しています!

LINE ID

@kenpo_hiroshima



友だち追加はID検索、二次元コードから!